

# 茨城県報

号外第126号

昭和56年5月14日

木曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目 次

### 告 示

	ページ
●新規土地改良事業の審査(6件)(農地管理課).....	1
●新規土地改良事業の認可(8件)( " ).....	3
●換地計画の決定( " ).....	5
●道路の区域変更, 道路の供用開始(7件)(道路維持課).....	5

### 公 告

●都市計画の図書の縦覧(7件)(都市計画課).....	11
-----------------------------	----

## 告 示

### 茨城県告示第744号

稲敷郡東村大字下須田1759黒田勤ほか10名から、昭和56年3月14日付けで認可申請のあつた下須田地区土地改良事業(共同施行)は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

#### 1 縦覧に供する書類

- (ア) 下須田地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 下須田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年5月15日から昭和56年6月4日まで

3 縦 覧 の 場 所 東村役場

### 茨城県告示第745号

稲敷郡東村大字西代357根本弥一ほか19名から、昭和56年3月14日付けで認可申請のあつた西代地区土地改良事業(共同施行)は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 西代地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 西代地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年5月15日から昭和56年6月4日まで

3 縦覧の場所 東村役場

---

**茨城県告示第746号**

稲敷郡東村大字伊佐部 635 鳥羽行雄ほか 5 名から、昭和56年3月14日付けで認可申請のあつた伊佐部第一地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 伊佐部第一地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 伊佐部第一地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年5月15日から昭和56年6月4日まで

3 縦覧の場所 東村役場

---

**茨城県告示第747号**

稲敷郡東村大字押砂 540 根本修ほか23名から、昭和56年3月14日付けで認可申請のあつた押砂地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 押砂地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 押砂地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年5月15日から昭和56年6月4日まで

3 縦覧の場所 東村役場

---

**茨城県告示第748号**

稲敷郡東村大字六角 311 根本清一郎ほか25名から、昭和56年3月14日付けで認可申請のあつた六角地区土地改良事業(共同施行)は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 六角地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 六角地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年5月15日から昭和56年6月4日まで

3 縦覧の場所 東村役場

**茨城県告示第749号**

稲敷郡東村大字伊佐部1155黒田与惣兵衛ほか28名から、昭和56年2月9日付けで認可申請のあつた伊佐部第三地区土地改良事業(共同施行)は、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 伊佐部第三地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 伊佐部第三地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年5月15日から昭和56年6月4日まで

3 縦覧の場所 東村役場

**茨城県告示第750号**

昭和56年2月23日付けで、高萩市長鈴木藤太から認可申請のあつた田代地区土地改良事業を、昭和56年5月7日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第751号**

昭和56年2月2日付けで、金砂郷村長石崎力から、認可申請のあつた箕地区土地改良事業を、昭和56年5月7日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第752号**

昭和56年2月2日付けで、金砂郷村長石崎力から、認可申請のあつた大平地区土地改良事業を、昭和56年5月7日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第753号**

昭和55年12月25日付けで、岩間土地改良区から申請のあつた吉沼上地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年5月7日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第754号**

昭和56年1月12日付けで、岩間土地改良区から申請のあつた下池地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年5月7日認可したから、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第755号**

昭和55年11月28日付けで、結城郡千代川村大字鎌庭1671番地根本七郎ほか52名から、認可申請のあつた鎌庭地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年5月7日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第756号**

昭和55年9月11日付けで、里美村長佐川治平から認可申請のあつた七反地区土地改良事業を、昭和56年5月7日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第757号**

昭和55年10月13日付けで、里美村長佐川治平から認可申請のあつた滝沢地区土地改良事業を、昭和56年5月7日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第758号**

土地改良法(昭和24年法律第165号)第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業石岡台地地区田木谷工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年5月21日から昭和56年6月10日まで

3 縦覧の場所 玉里村役場

**茨城県告示第759号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和56年5月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 県道

2 路線名 茨城岩間線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩間町大字押辺百切 2555番先から	旧	メートル 最大 9.00 最小 8.00	メートル 182.00	
西茨城郡岩間町大字押辺過怠松 2549番先まで	新	最大 9.00 最小 8.00 最大 11.00 最小 10.00	182.00 189.00	迂回路設置のための 区域変更

茨城県告示第760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和56年5月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 茨城岩間線
- 2 供用開始の区間  
西茨城郡岩間町大字押辺百切2555番先から  
西茨城郡岩間町大字押辺過怠松2549番先まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年5月14日

茨城県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和56年5月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土浦八郷線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡千代田村大字中佐谷 字十王堂前239-1番先から	旧	メートル 最大 5.80 最小 5.80	メートル 137.00	
		最大 7.50 最小 7.50	159.00	
新治郡千代田村大字中佐谷 字十王堂前236-1番先まで	新	最大 13.50 最小 5.80	137.00	中佐谷橋架換及び迂回路廃止のための区域変更

茨城県告示第762号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和56年5月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 土浦八郷線
- 2 供用開始の区間  
新治郡千代田村大字中佐谷字十王堂前239-1番先から  
新治郡千代田村大字中佐谷字十王堂前236-1番先まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年5月14日

茨城県告示第763号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和56年5月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 谷田部明野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡豊里町大字今鹿島 字大境1番先から	旧	メートル 最大 6.00 最小 1.80	メートル 2,684.00	
		最大 21.50 最小 9.00	2,653.50	
筑波郡筑波町大字作谷 字拾九耕地2542-1番先まで	新	最大 21.50 最小 9.00	2,653.50	新道工事の完了により旧道の処分をするための区域変更

**茨城県告示第764号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和56年5月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 谷田部明野線
- 2 供用開始の区間  
筑波郡大穂町大字大砂字大久保173-1番先から  
筑波郡筑波町大字作谷字拾八耕地2432番先まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年5月14日

**茨城県告示第765号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和56年5月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 石岡下館線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市若松2丁目 9281-1番先から	旧	メートル 最大 8.85	メートル 151.50	
		最小 8.70		
石岡市鹿の子1丁目 9377-2番先まで	新	最大 8.85	151.50	
		最小 8.70		
		最大 10.50	172.00	迂回路設置のための 区域変更
		最小 9.00		

**茨城県告示第766号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和56年5月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男



- 1 路 線 名 県道 石岡下館線
- 2 供用開始の区間  
石岡市若松2丁目9281-1番先から  
石岡市鹿の子1丁目9377-2番先まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年 5月14日

茨城県告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和56年 5月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和56年 5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 西小埜石岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市谷向町12281-2番先から	旧	最大 <small>メートル</small> 7.00	209.50 <small>メートル</small>	
		最小 4.70		
石岡市北府中2丁目 12294-6番先まで	新	最大 7.00	209.50	迂回路設置のための 区域変更
		最小 4.70		
		最大 11.50	222.50	
		最小 6.00		

茨城県告示第768号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和56年 5月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和56年 5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 西小埜石岡線
- 2 供用開始の区間  
石岡市谷向町12281-2番先から  
石岡市北府中2丁目12294-6番先まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年 5月14日

**茨城県告示第769号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、昭和56年5月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦野田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
岩井市大字神田山字堤下 3463-2番先から	旧	最大	メートル 23.00	200.00	
		最小	12.25		
		最大	38.50		205.00
		最小	10.00		
岩井市大字辺田字大六天 388-4番先まで	新	最大	23.00	200.00	
		最小	12.25		

**茨城県告示第770号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、昭和56年5月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 土浦野田線
- 2 供用開始の区間  
 岩井市大字神田山字堤下3463-2番先から  
 岩井市大字辺田字大六天388-4番先まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年5月14日

**茨城県告示第771号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、昭和56年5月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上新田木原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡美浦村大字牛込 字牛込95番先から	旧	最大 <small>メートル</small> 12.00	2,498.00	道路改良工事による 区域変更
		最小 4.00		
稲敷郡美浦村大字大塚 字重王下251-1番先まで	新	最大 12.00		
		最小 4.00		
		最大 21.50	2,206.00	
		最小 11.00		

茨城県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和56年5月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 土浦境線
- 2 供用開始の区間  
結城郡石下町大字蔵持字原山894-6番先から  
結城郡石下町大字古間木字大山1931-3番先まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年5月14日

公 告

●都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画下水道の決定に伴い、土浦市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を  
受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、当該図書を次の場  
所において縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

古河・総和都市計画下水道の変更に伴い、古河市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

水戸・勝田都市計画道路の変更に伴い、瓜連町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

北茨城都市計画汚物処理場の決定に伴い、北茨城市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

鹿島臨海都市計画下水道の変更に伴い、鹿島町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

竜ヶ崎・牛久都市計画下水道の変更に伴い、利根町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

土浦・阿見都市計画下水道の変更に伴い、土浦市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和56年5月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

---

★ 県政の総覧 ( ) 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1, 200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所